

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十条第一項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）の指定を更新しました。

平成二十九年三月三日

奈良県知事 荒井正吾

一 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	更新年月日
薬師堂生駒薬局	生駒市北新町一〇―四〇―一〇一	平成二十九年三月一日

二 指定訪問看護事業者等

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	更新年月日
公益社団法人奈良県看護協会立宇陀訪問看護ステーション	宇陀市榛原萩原一五五―四	公益社団法人奈良県看護協会立宇陀訪問看護ステーション	宇陀市榛原萩原一五五―四	平成二十九年三月一日